

第4章  
資料5 毒薬、劇薬

※毒劇物は試験には出ないが、質問が多いため比較のために記載した。

- 毒薬は**毒性**が強いもの、劇薬は**劇性**が強いものとして、厚生労働大臣が**薬事・食品衛生審議会**の意見を聴いて指定する医薬品
- 薬効が期待される摂取量（**薬用量**）と中毒のおそれがある摂取量（**中毒量**）が接近しており**安全域が狭い**ため、その取扱いに注意を要するもの等が指定される

区分	毒薬	劇薬	毒物	劇物
	医薬品	医薬品	医薬品以外	医薬品以外
LD50の値	経口<30mg/kg	経口<300mg/kg	経口<50mg/kg	経口<300mg/kg
	皮下注射<20mg/kg	皮下注射<200mg/kg	経皮<200mg/kg	経皮<1000mg/kg
	静脈注射<10mg/kg	静脈注射<100mg/kg	吸入の規定もあり	
例	●医療用：多くの抗がん剤 ●要指導・一般用医薬品：なし	●医療用：多くのワクチン等、多くの医薬品 ●要指導医薬品：ED改善薬	青酸カリ、水銀、フッ酸、ヒ素 など	塩酸、硫酸、硝酸 など
販売規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14歳未満：交付禁止</li> <li>・その他安全な取り扱いに不安のある者：交付禁止</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満：交付禁止</li> <li>・その他規定あり</li> </ul>	
販売記録の保存	2年間		5年間	
表示				
	黒地に白枠、白字で、その品名および「毒」の文字	白地に赤枠、赤字でその品名および「劇」の文字	赤地に白色で「医療用外毒物」の文字	白地に赤色で「医療用外劇物」の文字
開封販売（=分割販売）	薬局、卸売販売業、店舗販売業：○ ※管理者が <b>薬剤師</b> である必要がある。 配置販売業：×			
貯蔵・陳列	鍵が <b>必要</b>	鍵は <b>不要</b>		
	他の医薬品と区別する			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の生活者に対して販売又は譲渡する際には、当該医薬品を譲り受ける者から、<b>品名、数量、使用目的、譲渡年月日、譲受人の氏名、住所及び職業</b>が記入され、<b>署名又は記名押印</b>された文書の交付を受けなければならない。</li> <li>・一般用医薬品で毒薬又は劇薬に該当するものは<b>なく</b>、要指導医薬品で毒薬又は劇薬に該当するものは<b>一部に限られている</b>。</li> </ul>			